

税

市税の休日収納窓口を
開設します

平日に納税することが困難な方のために、休日収納窓口を開設します。

▼日時 8月26日(日) 午前8時30分～午後5時
▼場所 田原市役所南庁舎1階ロビー
▼業務内容 市税の収納

▼税務課

☎ 23局 3509 FAX 23局 0180

国民健康保険税

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している方などを除いて、すべての方が加入しなければなりません。田原市が運営する「田原市国保事業」は、皆さんから納められる保険税と国の補助金などを財源として、医療費の給付などを行っています。

今年度の保険税額は8月中旬に決定し、世帯主あてに通知します。(世帯主ご本人がほかの健康保険に加入していても、家族の中で一人でも国民健康保険に加入していれば、納税

義務者は世帯主となります。)この本算定税額から、4月に通知した仮算定税額(第1期分)を差し引いた税額を、第2期から第5期の4回に分けて収めていただきます。

なお、今年度の税率は前年度と同じですが、最高限度額は医療分・介護分ともそれぞれ表のとおり改正されました。

国民健康保険税の税率

区 分			H19年度	H18年度(参考)
①所得割	前年の所得に応じて賦課される額	医療分	4.5%	4.5%
		介護分	0.6%	0.6%
②資産割	今年度の固定資産税額（土地・家屋分）に応じて賦課される額	医療分	29.0%	29.0%
		介護分	5.0%	5.0%
③均等割	加入者1人当たりの額	医療分	28,800円	28,800円
		介護分	6,600円	6,600円
④平等割	加入世帯1世帯当たりの額	医療分	31,200円	31,200円
		介護分	6,000円	6,000円
年 税 額	①+②+③+④ 最高限度額	医療分	560,000円	530,000円
		介護分	90,000円	80,000円

国民健康保険税の軽減

世帯の種類	軽減基準(世帯の総所得額)	軽減内容
7割軽減世帯	国保加入世帯員の前年の所得合計が33万円以下	均等割額と平等割額の7割
5割軽減世帯	33万円+(24万5000円×世帯主以外の加入者数)以下	均等割額と平等割額の5割
2割軽減世帯	33万円+(35万円×加入者数)以下	均等割額と平等割額の2割

国民健康保険税の減免

種別	減免基準	減免内容
1割減免	均等割と平等割のみ賦課される方で、7割・5割・2割軽減対象の方	均等割額と平等割額の1割
2割減免	均等割と平等割のみ賦課される方で、7割・5割・2割軽減対象でない方	均等割額と平等割額の2割

●国保税の軽減・減免制度について
所得の低い方のために、国保税の負担を軽くする軽減制度があります。その方の所得によって、7割軽減・5割軽減・2割軽減の3種類があり、③均等割と④平等割の部分が軽減されます。

また、このほかに、市独自で1割または2割の減免を行います。種別が2割軽減世帯の方および減免対象の方は届出が必要です。該当すると思われる方には通知しますので、届出を行ってください。

▼保険年金課

☎ 23局 2149 FAX 23局 0180

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼6月19日、株式会社河合組(代表取締役会長 河合登さん)から、野田小学校の図書館充実のため金10万円。

▼6月20日、匿名希望の方から、社会福祉向上のため金100万円。

▼6月25日、加藤繁敏さん(加治町)から、小中学生の絵画鑑賞機会提供のため画集「ボタニカルアート」29冊。

▼7月18日、光部隆夫さん(田原町)から、油彩(100号)1点、水彩(100号)2点。

